

取 扱 店 募 集 要 項

津山市プレミアム付商品券について

- 1 名 称：津山市プレミアム付商品券
- 2 発 行 内 容：額面500円の商品券10枚綴1冊を4,000円で販売。
- 3 販 売 方 法：対象者へ商品券購入引換券を送付し、購入を希望する対象者に津山市役所内で販売。
- 4 商品券有効期間：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- 5 換 金 期 限：令和2年4月10日（金）
- 6 購 入 限 度 額：1人 商品券額面25,000円（5冊）まで
（子育て世帯は、商品券額面25,000円×3歳未満の子の数）

取扱店について

- 1 取扱店：津山市内に店舗があること。
- 2 以下の（1）～（4）に該当する事業者を除いたものとする。
（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
（2）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
（3）下記（商品券の利用対象にならないもの）に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
（4）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

取扱店の責務

- 1 申込書へは津山市に本店並びに支店のある金融機関を記載下さい。津山市内に本店並びに支店のある金融機関に取扱口座がない場合は新しく開設していただきます。
- 2 商品券換金時の手数料は発行者である津山市が負担しますが、換金は取扱申込書で指定した口座のある金融機関で行ってください。
- 3 取扱店であることが明確となるよう、後日配布するポスター等を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。
- 4 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に、他市町村発行の商品券ではないか、或いは問題がないか等を確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判断できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに津山市役所プレミアム商品券対策室（32-7004）へ報告をしてください。
- 5 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店の記入のある場合は、使用できないので注意してください。
- 6 商品券の売買は行わないでください。
- 7 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任（負担）となりますのでご注意ください。

商品券の利用対象とならないもの

- 1 換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、収入印紙、プリペイドカード等）
- 2 土地購入、家屋購入、家賃・地代（駐車料等の不動産に係る支払いや自動車等の資産性の高い商品）
- 3 国、地方公共団体等への公共料金の支払い
- 4 たばこ
- 5 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 6 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等への支払い
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業にかかるもの
- 8 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 9 その他津山市が指定するもの

その他

- 1 商品券の取扱いは取扱店に限定します。
- 2 商品券を現金化することはできません。
- 3 つり銭支払いは行いません。
- 4 発行番号のない商品券は無効になります。
- 5 利用期間の過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 6 本事業は全国で行っており、他市町村の商品券では換金できません。
- 7 盗難・紛失または滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

取扱店お申込み方法

- 1 申 込 方 法：上記募集要項に同意したうえで「津山市プレミアム付商品券」取扱店申込書に必要事項記入し、津山市役所4階産業経済部経済政策課へ持参、または郵送にて提出してください。
- 2 申込書提出先：津山市役所産業経済部経済政策課
708-8501 津山市山北520
TEL:(0868)32-2081
FAX:(0868)32-2154
- 3 申 込 期 間：令和元年6月3日(月)から令和2年3月31日(火)